

雀部臣氏をめぐって

笹川尚紀

1 はじめに

『古事記』には、神武天皇段と孝元天皇段に、それぞれ^{さざきべのおみ}雀部臣氏が認められる。前者は、初代の神武天皇の子である^{かむやいみみのみこと}神八井耳命を祖とし、後者は、8代の孝元天皇の曾孫で、^{たけうちのおみ}建内宿禰の子である^{こせのおからのすくね}許勢小柄宿禰を祖としている。神八井耳命は、^{おのおみ}意富臣氏をはじめとする19の氏の祖とされており、そのなかに前者が含まれている。いっぽう、許勢小柄宿禰は、^{かるべのおみ}許勢臣氏・後者・^{こせのおみ}軽部臣氏の祖とされている。

前者は、天武天皇13年（684）11月に、^{こせのおみ}巨勢臣氏・^{あそみ かばね}軽部臣氏とともに、朝臣の姓を授かっている⁽¹⁾。けれども、後者は、同天皇の時期には、新たな姓を与えられていない。『新撰姓氏録』の左京皇別上と摂津国皇別には、おのおの「巨勢朝臣同祖。建内宿禰（命）之後也」とする雀部朝臣氏があげられている⁽²⁾。それらは、前者の後胤にあたると推断される。また、同書の和泉国皇別には、「多朝臣同祖。神八井耳命之後也」とする雀部臣氏がみうけられる。^{おのおみ}多（^{おのおみ}意富）臣氏は、天武天皇13年11月に、朝臣の姓を得ているので⁽³⁾、それは、後者の末流にあたると想定される。

上述の二つの雀部臣氏をめぐっては、これまでに、突っ込んだ考察が行われていないといえる。そのようななかで、かつて阿部猛氏は、それらを「『古事記』じたいの矛盾」であるとし、ひいては、「おそらく、『古事記』成立の時点で、右京・摂津の雀部が巨勢氏と、和泉の雀部が多氏とふかい関係を有したところから、系譜の分裂が起こったのであろう」と指摘している⁽⁴⁾。

こうした阿部氏の意見に依拠すると、二つの雀部臣氏は、同一の氏ということになる。しかしながら、『古事記』にみえる諸氏の始祖系譜において、^{うじな}氏名と姓が合致するのは、雀部臣氏だけであることを、決して疎かにするわけにはいくまい。かような点に鑑みると、『古事記』の原資料である帝紀と旧辞のなかには、同一の氏における異なる系譜がとり入れられていなかったことが推察される。つまるところ、二つの雀部臣氏は、別個の集団であって、さらには、相違する職掌に携わっていたと理解するのが穏当ではなかろうか。小稿では、そうした事柄を切り口にして、いろいろと掘りさげていく所存である。

なお、氏名の雀部に関しては、藤原官跡から、注目すべき木簡がみつまっている。その

朝堂院回廊東南隅部の南北溝 S D9815より出土した一点に、「雀王マ荒山」という人名が墨書されている⁽⁵⁾。そのうちの雀王マ＝雀王部は、雀部のことを指すとみて、まず差し支えなかろう。すなわち、氏名である雀部は、雀王部という部民に由来するのがうかがえる。雀を名にもつ天皇・皇族を調べてみると、『古事記』では、大^{おおさぎのみこと}雀命＝仁徳天皇、^{おはつせのわかさぎのみこと}小長谷若雀命＝武烈天皇、^{はつせべのわかさぎのみこと}長谷部若雀命＝崇峻天皇が認められる。いっぽう、『日本書紀』では、^{おおさぎのみこと}大鷦鷯尊＝仁徳天皇、^{おはつせのわかさぎのみこと}小泊瀬稚鷦鷯尊＝武烈天皇がみうけられる。したがって、雀王部＝雀部という部民については、これら3人の天皇とつながりを有する可能性が浮上することになる⁽⁶⁾。

2 先行研究に対する批判

まずは、部民である雀部にかかわる先学の所説に関して、やや詳しく検討を加える。ここでとりあげるのは、古市晃氏と告井幸男氏による見解である。

そこで、古市氏の指摘を手短にまとめると、仁徳・武烈・崇峻の各天皇の名に含まれる雀（鷦鷯）は、「種別不明の鳥名」である公算が大きいとする。また、武烈天皇と崇峻天皇の宮が、長谷（泊瀬）と倉^{くら}椅（倉^{くら}梯）という「奈良盆地東南部の一角に置かれた」のを確認する。そして、『古事記』仁徳天皇段と『日本書紀』仁徳天皇40年2月条・是歳条にみえる、速^{はやぶさわけのみこ}総別王（隼^{はやぶさわけのみこ}別皇子）と女鳥王（雌^{めとりのみこ}鳥皇女）の反乱にまつわる話より、仁徳天皇の主要な宮が、長谷（泊瀬）、倉^{くら}椅（倉^{くら}梯）の地にあったことがくみとれるとする。これらの事柄を勘案したうえで、雀部は、もともと仁徳天皇の宮に仕える集団として設けられ、その後、同じ名を有し、かつ、同じ地域に宮を営んだ武烈天皇と崇峻天皇に受け継がれるにいったと想定している⁽⁷⁾。

このような古市氏の意見のなかで、もっとも問題とすべきは、仁徳天皇の宮についてである。それは、『古事記』と『日本書紀』には、難波の高津宮とされている⁽⁸⁾。ところが、古市氏は、速^{はやぶさわけのみこ}総別王（隼^{はやぶさわけのみこ}別皇子）と女鳥王（雌^{めとりのみこ}鳥皇女）にかかわる所伝の中心となる場所が、両書ともに「倉椅山周辺であった」と推量し、そうした点を大きな根拠にして、仁徳天皇の本来的な宮を長谷（泊瀬）、倉^{くら}椅（倉^{くら}梯）の地に求めている。結局のところ、かような理解の背景として、両者にまつわる話が「仁徳朝段階のものとして説得力を持って語られるためには」、仁徳天皇の宮がそこに位置したことを要件としなければならないという点が強調されている。

それでは、そのような所論に対しては、賛意を表することができるのであろうか。ここ

では、『日本書紀』の話よりも古伝と思われる『古事記』のそれをみていくことにしたい。

【史料①】『古事記』仁徳天皇段

亦、天皇、以_二其弟速総別王_一為_レ媒而、乞_二庶妹女鳥王_一。爾、女鳥王、語_二速総別王_一曰、因_二太后之強_一、不_レ治_二賜八田若郎女_一。故、思_レ不_二仕奉_一。吾、為_二汝命之妻_一、即相婚。是以、速総別王、不_二復奏_一。

爾、天皇、直幸_二女鳥王之所_一坐而、坐_二其殿戸之闕上_一。於是、女鳥王、坐_レ機而織_レ服。

爾、天皇、歌曰、

女鳥の我が大君の織ろす服誰が料ろかも
壳杼理能 和賀意富岐美能 於呂須波多 他賀多泥呂迦母

女鳥王、答歌曰、

高行くや速総別の御襲衣料
多迦由久夜 波夜夫佐和氣能 美淤須比賀泥

故、天皇、知_二其情_一、還_二入於宮_一。此時、其夫速総別王到來之。時、其妻女鳥王歌曰、

雲雀は天に翔る高行くや速総別雀取らさね
比婆理波 阿米邇迦氣流 多迦由玖夜 波夜夫佐和氣 佐耶岐登良佐泥

天皇、聞_二此歌_一、即興_レ軍、欲_レ殺。

爾、速総別王・女鳥王、共逃退而、騰_二于倉椅山_一。於是、速総別王歌曰、

梯立の倉椅山を馳しめと岩懸きかねて我が手取らすも
波斯多豆能 久良波斯夜麻衰 佐賀志美登 伊波迦伎加泥豆 和賀豆登良須母

又、歌曰、

梯立の倉椅山は馳しけど妹と登れば馳しくもあらず
波斯多豆能 久良波斯夜麻波 佐賀斯祁杼 伊毛登能煩礼波 佐賀斯玖母阿良受

故、自_二其地_一逃亡、到_二宇陀之蘇邇_一時、御軍、追到而殺也。其將軍、山部大楯連、取_二其女鳥王所_一纏_二御手_一之玉鈕_上而、与_二己妻_一。

この記事には、仁徳天皇の求婚をうけ入れず、女鳥王が速総別王を夫にしたこと、女鳥王が速総別王に仁徳天皇に対して叛くよう勧めたこと、両者が同天皇によって派遣された兵士に殺されたことなどが書きつづられている。注意すべきは、傍線部であって、それに基づくと、仁徳天皇は、宮から女鳥王のいるところに出かけていき、そして、そこから宮に戻ったのがわかる。宮は、もとより、難波の高津宮である。ただし、女鳥王の居所がどこにあったのか、判然としない。次に、波線部に目を向けると、速総別王が妻である女鳥王の住んでいるところにやって来たのが知られる。くわえて、仁徳天皇が軍勢を集めて殺そうとしているのをうけて、両者は、女鳥王の居所から遁走したことがくみとれる。なお、その過程で2人が登った倉椅山は、『日本書紀』の話のなかには、認めることができない。

かくして、史料①より、仁徳天皇が難波の高津宮にいたことが確かめられ、また、速総別王と女鳥王が後者の所在不明の住みかから逃げ去ったことがうかがえる。2人は、女鳥王の居所から倉椅山、宇陀の蘇邇へといたったことが読みとれよう。残念ながら、難波の高津宮と女鳥王の住んでいるところがどれくらい離れていたのか、詳らかにすることができない。されども、以上のような事柄を前提にすると、仁徳天皇の主な宮が長谷（泊瀬）、倉椅（倉梯）の地にあったとする古市氏の見解には、少なからず不審を感じざるをえない。仁徳天皇の宮は、難波の高津宮であったと解して、おそらく間違いあるまい。したがって、雀部が継承されたという点に関しては、決め手を欠いているといえよう。

つづいて、告井氏の指摘を簡略に述べると、仁徳天皇と近江国蒲生郡篠筥郷⁽⁹⁾がつながりを有するとし、同天皇は、即位前に、その地に暮らしていたとする。そして、大雀命（大鷦鷯尊）と雀部の雀（鷦鷯）は、そうした地名、つまりは、宮が設けられたそれに因み、また、雀部は、御名代にあたと推定している⁽¹⁰⁾。

このような告井氏の意見のなかで、とりわけ疑問とすべきは、地名についてである。いろいろな史資料のうちから、篠筥郷に関係するものを拾いあげると、佐々木山⁽¹¹⁾、沙沙貴神社⁽¹²⁾、佐々紀山君⁽¹³⁾などが存する。佐々木山君氏は、同郷を本拠にしていた豪族であったと考えられ、地名を氏名の一部とする。そういう佐々木は、狭狭城⁽¹⁴⁾・佐佐（々）貴⁽¹⁵⁾などとも書かれている。それらにみえる木・貴・紀・城は、いずれも上代特殊仮名遣のき乙類に相当する。

いっぽう、雀は、史料①で太字で示したように、佐耶岐とある。その他にも、『古事記』応神天皇段に、佐耶岐・意富佐耶岐、『日本書紀』神代上 第8段 一書第6に、婆婆岐、『日本書紀』仁徳天皇40年2月条に、婆契岐などとみえる。それらに共通する岐は、上代特殊仮名遣のき甲類に該当する。

よって、そのような相異を踏まえると、大雀命（大鷦鷯尊）・雀部の雀（鷦鷯）が近江国蒲生郡の地名に由来すること、ひいては、登極前の仁徳天皇がそこに宮を営んでいたことに対しては、なかなか首肯しづらい⁽¹⁶⁾。そして、さらには、雀部が御名代であったのか、定かでないといえよう。

3 孝元天皇の後裔の雀部臣氏について

ここでは、孝元天皇の曾孫で建内宿禰の子にあたる許勢小柄宿禰を祖とする雀部臣氏について、検討を加える。はじめに、その対象とするのは、次のものである。

【史料②】『新撰姓氏録』左京皇別上

雀部朝臣

巨勢朝臣同祖。建内宿禰之後也。星川建彦宿禰，諡応神御世，代_ニ於皇太子大鷦鷯尊_一，繫_ニ木綿襪_一，掌_ニ監御膳_一。因賜_レ名曰_ニ大雀臣_一。日本紀合。

雀部朝臣氏は、前に述べたように、もともと雀部臣氏であった。史料②によると、同氏は、巨勢朝臣氏と祖先を等しくし、建内宿禰の子孫にあたる。星川建彦宿禰は、応神天皇の時代に、皇太子である大鷦鷯尊に代わって、木綿^{ほしかわのたけひこのすくね}で作った襪をかけて、同天皇の食事を担当した。それゆえに、応神天皇から、大雀臣という名を授かったとする。

そのうち、問題とすべきは、皇太子である。『古事記』と『日本書紀』を繙くと、応神天皇の継嗣とされたのは、宇遲能^{うじのわきいらつこ}和紀郎子・菟道稚郎子^{うじのわきいらつこのみこ}皇子である⁽¹⁷⁾。したがって、こうした点に徴すると、先の話は、事実に基づかないもの、換言すると、造作されたものであったと判断すべきであろう。

さようなストーリーを構築した土台をめぐって、みのがせないのは、「代」，「皇太子」の「子」，「御膳」の「膳」である。それらの字句を組み合わせると、御子代^{みこしろ}の膳夫^{かしわで}が連想されよう。それに関しては、以下の記事に着目したい。

【史料③】『日本書紀』清寧天皇2年2月条

二年春二月，天皇恨_レ無_レ子，乃遣_ニ大伴室屋大連於諸国_一，置_ニ白髪部舍人・白髪部膳夫・白髪部靱負_一。冀垂_ニ遺跡_一，令_レ觀_ニ於後_一。

清寧天皇は、自身に子がないことに不満や悲しみを抱き、大連である大伴室屋^{おおとものむろや}を諸国に派遣して、白髪部^{しらかべの}舍人^{とねり}・白髪部膳夫^{ゆげい}・白髪部靱負を置いた。そうすることによって、自分の事績を残し、後世に示すのを切望したという。なお、このことについては、『日本書紀』継体天皇元年（507）2月庚子条に、「白髪天皇無_レ嗣，遣_ニ臣祖父大連室屋_一，每_ニ州安_一置三種白髪部_一〈言_ニ三種_一者，一白髪部舍人，二白髪部供膳，三白髪部靱負。〉以留_ニ後世之名_一」と書きつづられている。

以上のように、白髪部に関しては、『日本書紀』では、御名代であるとも、御子代であるとも記されていない。そこで、『古事記』をみると、雄略天皇段には、「為_ニ白髪太子之御名代_一，定_ニ白髪部_一」とある。すなわち、御名代である白髪部を設けたのは、雄略

天皇であったとされる。そして、清寧天皇段には、「此天皇、無_二皇后_一、亦、無_二御子_一。故、御名代定_二白髪部_一」とする。つまりは、清寧天皇が御名代である白髪部を置いたとされる。もっとも、後者の御名代は、御子代を誤ったものであろう。というのは、『古事記』では、垂仁天皇段に、「伊登志和氣王者、〈因_レ無_レ子而、為_二子代_一定_二伊部_一。〉」⁽¹⁸⁾、武烈天皇段に、「此天皇、無_二太子_一。故、為_二御子代_一、定_二小長谷部_一也」とみえていて、子がない場合に、（御）子代を設けたとされているからである⁽¹⁹⁾。よって、清寧天皇が置いたのは、御子代にあたる白髪部であったという点から推すに、史料③の傍線部の「恨_レ無_レ子」という理由で設けられた白髪部舍人・白髪部膳夫・白髪部靱負は、御子代に該当すると解して、まず支障なかろう。

かくして、白髪部を例にあげて、御子代の膳夫について、私見を開陳した。そうした点を前提にすると、史料②の星川建彦宿禰にまつわる話は、御子代の膳夫のことを素地にして、作為されたと考えられるのではあるまいか。ただし、そのような自説が誤りないとしても、雀部が実際に御子代であったとは、断言しえない。なぜなら、そうした認識は、その話がこしらえられた時に、もたれていたにすぎない可能性があって、結局のところ、事実を正しく反映しているとは、限らないからである。

しかしながら、史料②から、御子代の膳夫を抽出できるとしても、どうして膳夫だったのか、いい方を換えると、その作成にあたって、なぜ御子代の舍人や靱負が選ばなかったのか、疑問が残されているといえよう。こうした事柄を明らかにするうえで、みすぐすことができないと思われるのは、雀部朝臣^{まひと}真人である。

天平17年（745）4月17日付の「内膳司解」には、「正八位上守典膳雀部朝臣『真人』」という自署がみうけられる⁽²⁰⁾。内膳司は、天皇の食事の調理に携わった役所であって、その判官である典膳6人の役目は、養老職員令の内膳司条に、「掌、造_二供御膳_一、調_二和庶味寒温之節_一」と規定されている。なお、平城宮南面西門地区の南北溝S D10250より、「内膳司牒 小子部門司」ではじまる文書木簡が出土している⁽²¹⁾。そのなかにみえる「正六位下行典膳雀□□□^{〔真カ〕}『□□』」は、雀部朝臣真人のことを指し、同人がみずからの名を書き入れたと推測される。

こうした雀部朝臣真人をめぐって、なおざりにしえないのは、次の記事である。

【史料④】『続日本紀』天平勝宝3年（751）2月己卯条

己卯、典膳正六位下雀部朝臣真人等言、磐余玉穗宮・勾金椅宮御宇天皇御世、雀部朝

臣男人為大臣供奉。而誤記巨勢男人大臣。真人等先祖巨勢男柄宿禰之男有三人。星川建日子者，雀部朝臣等祖也。伊刀宿禰者，輕部朝臣等祖也。乎利宿禰者，巨勢朝臣等祖也。淨御原朝廷定八姓之時，被賜雀部朝臣姓。然則，巨勢・雀部，雖元同祖，而別姓之後，被任大臣。當今聖運，不得改正，遂絶骨名之緒，永為無源之氏。望請，改巨勢大臣，為雀部大臣，流名長代，示榮後胤。大納言從二位巨勢朝臣奈豆麿，亦証明其事。於是，下知治部，依請改正之。

雀部朝臣真人は、典膳とあつて、前にあげた「内膳司解」を踏まえると、少なくとも7年弱にわたって、その任に就いていたことが察せられる⁽²²⁾。くわえて、同人が主体となって朝廷に上申していること、また、位階の面からすると⁽²³⁾、真人が雀部朝臣氏全体を束ねる立場にあったのがうかがわれる。

史料④の内容をみると、雀部朝臣真人らは、継体・安閑両天皇の時代の巨勢おひとのおおみ男人大臣は、間違いであつて、雀部朝臣男人が大臣として仕えたのが正しいといったことなどを主張している。そのうち、雀部朝臣男人の朝臣の姓、ならびに、傍線部の「別姓」が波線部にあたると考えられるのは、すこぶる問題であろう。けれども、雀部朝臣真人らの請願は、聞き届けられ、朝廷は、治部省に命じて改めさせている。ちなみに、ほしかわのたけひこ星川建日子は、史料②の星河建彦宿禰と同一人であつて、この記事より、こせのおからのすくね巨勢男柄宿禰の子とされているのがわかる。

ここで、重視すべきは、雀部朝臣氏の首長と目される真人が、自身の祖先のことを強くとりあげている点である。こうしたことから、真人が自氏の系譜に対して、少なからず意識していたのをくみとることが可能となろう。くわえて、真人は、内膳司の典膳の職を久しく務めていたことが想定される。よって、これらの事柄を勘案すると、史料②の星河建彦宿禰にかかわる話は、雀部朝臣真人を主体とし、その役儀に基づくことで、御子代の膳夫に因むものとしてまとめられるにおよんだのではないかと推量される。

その是非はさておき、孝元天皇の末孫とされる雀部臣氏が、部民である雀部の管理に従っていたのは、まず誤りあるまい。そして、そうした雀部は、史料②より、仁徳天皇と結びつきをもっていたことが把握されよう。

4 神武天皇の後裔の雀部臣氏について

つづいて、神武天皇の子である神八井耳命を祖とする雀部臣氏について、考察を行う。

【史料⑤】『古事記』神武天皇段

神八井耳命者、〈意富臣・小子部連・坂合部連・火君・大分君・阿蘇君・筑紫三家連・雀部臣・雀部造・小長谷造・都祁直・伊余国造・科野国造・道奥石城国造・常道仲国造・長狭国造・伊勢船木直・尾張丹波臣・島田臣等之祖也。〉

神八井耳命は、神^{かむねなかつみみのみこと}沼河耳命の同母兄にあたる。史料⑤の前の箇所に関して、その概略を示すと、父である神武天皇が鬼籍に入った後、異母兄の当芸志美々命^{たぎしみみのみこと}がそれらを亡き者にしようとした。そのことを知った両者は、当芸志美々命を殺そうとしたものの、神八井耳命は、手足が震えて成し遂げられず、いっぽう、神沼河耳命は、仕留めるにいたった。その結果、神八井耳命は、神沼河耳命に天皇の位を譲ったとする。建^{たけぬなかつみみのみこと}沼河耳命というたえ名を与えられた神沼河耳命は、2代の綏靖天皇に相当する。

さて、史料⑤にみえる諸氏のうち、傍線部の雀部臣氏と雀部造氏は、部民である雀部の管掌に携わっていたのであろう。ただし、姓からすると、前者の方が後者より上位の立場にあったことが察せられる。現在のところ、雀部造氏、ならびに、それに属する者を、その他の史資料から確認することができない。されども、両氏は、職務を通じて、密接なつながりを有していたのがうかがわれる。

ここで、史料⑤に対して熟慮すると、意富臣氏をはじめとする19の氏に関しては、いくつかのグループに分けることができるのではないと思われる。よく知られているように、『古事記』の撰者は、太朝臣安万侶であって、安万侶は、それを執筆する際に、みずから属する氏の始祖系譜に整備の手を加えた可能性を考えるべきであろう。

史料⑤のうち、波線部をとりあげると、それらは、すべて西海道を本拠にしていた豪族である。火君氏・大分君氏・阿蘇君氏は、いずれも地名を氏名とし、それぞれの地域における国造を出した氏に該当する⁽²⁴⁾。また、筑紫三家連氏は、いわゆる那津官家^{なつのみやけ}⁽²⁵⁾の経営に関与していたであろう⁽²⁶⁾。つまりは、波線部は、一つのまとまりをなしていると推断される⁽²⁷⁾。

次に、点線部の都祁直氏に目を向けると、都祁直という姓は、關^{つげのくにのみやつこ}鷄国造のそれであっ

たと解して、おそらく差し支えなかろう⁽²⁸⁾。都祁という氏名は、大倭国山辺郡都家郷⁽²⁹⁾、大和国山辺郡都介郷⁽³⁰⁾の都家（介）という地名に因む。關鷄国造をめぐっては、以下の記事に注視しなければならない。

【史料⑥】『日本書紀』允恭天皇2年2月己酉条

二年春二月丙申朔己酉，立_二忍坂大中姫_一為_二皇后_一。…初皇后随_レ母在_レ家，独遊_二苑中_一。時關鷄国造從_二傍徑_一行之。乘_レ馬而蒞_レ籬，謂_二皇后_一，嘲之曰，能作_レ園乎，汝者也。
〈汝，此云_二那鼻苔_一也。〉且曰，圧乞，戸母，其蘭一茎焉。〈圧乞，此云_二異提_一。戸母，此云_二親自_一。〉皇后則採_二一根蘭_一，与_二於乘_レ馬者_一，因以問曰，何用求_レ蘭耶。乘_レ馬者対曰，行_レ山撥_レ蟻也。〈蟻，此云_二摩愚那岐_一。〉時皇后結_二之意裏_一，乘_レ馬者辞无礼_一，即謂曰，首也，余不_レ忘矣。是後皇后登祚之年，覓_二乘_レ馬乞_レ蘭者_一，而数_二昔日之罪_一以欲_レ殺。爰乞_レ蘭者額搶_レ地叩頭曰，臣之罪実当_二万死_一。然当_二其日_一，不_レ知_二貴者_一。於_レ是皇后赦_二死刑_一，貶_二其姓_一謂_二稻置_一。

その中身を手短に述べると、忍坂大中姫命は、おしさかのおおなかつひめのみこと關鷄国造の自身に対するかつての無礼な言動を覚えていて、允恭天皇の皇后になった折に、それを呼び出して、死刑に処そうとした。けれども、關鷄国造の謝罪をうけて、それを免除し、その姓を落として稻置にしたという。

史料⑥のなかで、看過しえないのは、傍線部であって、こうした記述に基づく、關鷄国造の国造は、姓ということになる。しかるに、それは、間違いであって、国造は、地位とみなすのが自然であろう。要するに、この所伝は、その内容が史実かどうかはともかく、關鷄国造が任じられなくなったことを表しているのではないかと想定される。『先代旧事本紀』巻第10「国造本紀」に、關鷄国造が掲げられていないのは、大化前代におけるその廃止に起因する公算が大きいといえよう。

かくして、都祁直氏について、検討を加えたところ、同氏は、7世紀半ば以前のある期間に、国造を務めていたと推測される。その任命が絶えたのは、王権が地域支配の体制を改変するよう企図したからであろう。そして、かかる理解が認められるとすると、都祁直氏は、点線部のそれに続くおのおのの国造氏と、国造に就任したということで、グループを形成していると捉えるべきであろう。察するに、都祁直と書かれたのは、都祁地域に国造が置かれなくなったのを踏まえてのことではあるまいか。

結局のところ、波線部と点線部がめいめいまとまっているという点から推すに、それらの間に挟まれた傍線部が一つのグループをなしていると判定することができよう。

そこで、そうした事柄を前提にして、傍線部の小長谷造氏に着目することで、以下に、分析を行う。

【史料⑦】『日本書紀』仁徳天皇12年8月己酉条

八月庚子朔己酉，饗_ニ高麗客於朝_一。是日，集_ニ群臣及百寮_一，令_レ射_ニ高麗所_一獻之鉄盾・的_一。諸人不_レ得_レ射_ニ通的_一。唯的臣祖盾人宿禰，射_ニ鉄的_一通焉。時高麗客等見之，畏_ニ其射之勝巧_一，共起以拝朝。明日，美_ニ盾人宿禰_一，而賜_レ名曰_ニ的戸田宿禰_一。同日，小泊瀬造祖宿禰臣，賜_レ名曰_ニ賢遺_一（賢遺，此云_ニ左河之能苜里_一。）臣也。

この記事には、高句麗が献上した鉄的にかかわる^{たたひとのすくね}盾人宿禰の手柄のことが書きつづられている。的^{いくはのおみ}臣氏の祖先である盾人宿禰は、それに伴い、仁徳天皇からの^{いくはのとだのすくね}戸田宿禰という名を授けられたとする。ところが、^{おはつせのみやつこ}小泊瀬造氏の父祖である^{すくねのおみ}宿禰臣に関しては、^{さかしのこりのおみ}賢遺臣という名が与えられたとあるだけで、その理由が示されていない。おそらく、『日本書紀』の撰述に際して、収集された資料のなかには、そのことが記されたものが含まれていたであろう。けれども、その編者は、宿禰臣にまつわる話を採録しなかったと推量される。宿禰臣への行為が盾人宿禰へのそれに続いてしたためられていることからすると、宿禰臣にかかわる所伝は、高句麗に関係していたかはさておき、外交に由縁するものであった蓋然性が高い。このような点を裏打ちすると思われるのが、『日本書紀』仁徳天皇17年条の「新羅不_ニ朝貢_一」をうけた、同年9月条の「遣_ニ的臣祖砥田宿禰・小泊瀬造祖賢遺臣_一，而問_ニ闕貢之事_一。於_レ是_ニ新羅人懼之乃貢獻_一。調絹一千四百六十疋及種種雑物，并八十艘」であって、^{とだのすくね}砥田宿禰と賢遺臣は、それにまつわる内容の話を背景にして、登場させられるにいたったのであろう。つまるところ、かかる事柄に依拠すると、小泊瀬造氏、もしくは、その前身集団は、朝鮮半島諸国との交渉・交際に従事していたと考えられよう。

もっとも、小長谷（泊瀬）造氏の主たる職務は、部民である小長谷部の管理であったと想定される。前述したように、小長谷部は、武烈天皇の御子代に相当する。それについては、『日本書紀』武烈天皇6年9月乙巳朔条に、「詔曰、伝_ニ国之機_一，立_ニ子為_一貴。朕無_ニ継嗣_一。何以伝_ニ名_一。且依_ニ天皇旧例_一，置_ニ小泊瀬舍人_一，使_ニ為_一代号_ニ，万歳難_レ忘者也」と記されている。

お わ り に

平城宮東張出部東南隅の二条条間大路南側溝 S D5785から出土した、和銅6年(713)5月10日付の「召急」からはじまる木簡には、志貴上郡しきのかみぐんの人として小長谷連赤麻呂あらかまと荒当がみうけられる⁽³¹⁾。小泊瀬造氏は、天武天皇12年9月に、連の姓を授けられた⁽³²⁾。これらの事柄を参照すると、小長谷(泊瀬)造氏の活動の基盤は、大和国城上郡しきのかみぐんであったのがくみとれる⁽³³⁾。同郡内には、武烈天皇の長谷列木宮はつせのなみきのみや⁽³⁴⁾(泊瀬列城宮⁽³⁵⁾)が所在しており、それと小長谷(泊瀬)造氏の関連が留意されよう。

こうして、小長谷(泊瀬)造氏をめぐって、私見を交えつつ、やや詳しく概観してきた。上記した同氏の職掌に徴すると、史料⑤の傍線部、すなわち、同じグループに属していると目される雀部臣氏と雀部造氏は、武烈天皇に因む雀部のとり締まりにあたっていたと判断してよいのではあるまいか。つまるところ、小長谷部と雀部という武烈天皇を根幹にしたかかわり合いの深い部民の管理を通して、小長谷造氏と雀部臣氏・雀部造氏の間につながりが生じ、ひいては、それら、ないしは、それらの一方と意富臣氏の結びつきを媒介にして、同祖系譜が構築されるにおよんだと推察されよう⁽³⁶⁾。

なお、先述したように、『新撰姓氏録』和泉国皇別には、「多朝臣同祖。神八井耳命之後也」と唱える雀部臣氏が認められる。だが、同氏は、そこだけにしか居住していなかったと決めつけるわけにはいくまい。畿内の他の地域にも、根拠を有していた可能性は、あながち否定することができないであろう。

5 お わ り に

小攷では、『古事記』にみえる、神武天皇の子である神八井耳命を祖とする雀部臣氏と、孝元天皇の曾孫で建内宿禰の子である許勢小柄宿禰を祖とする雀部臣氏について、両者が異なる氏であろうこと、かつ、両者の職掌が一致しないだろうことを念頭に置いたうえで、とかく考察をめぐらせてきた。その結論をまとめると、前者は、武烈天皇、後者は、仁徳天皇に由縁する、部民である雀部の管掌に個々従事していたと想定される。思うに、その部名は、おのおのの天皇の名に基づくのであろう。ただし、それぞれの雀部は、御名代・御子代のどちらであったのか、もしくは、それらにあてはまらないのか、はっきりさせることができない。そして、以上の事柄を踏まえると、部民である雀部は、少なくとも二つの種類が並存していたのがうかがえよう。

それでは、それらの雀部は、いったいいつ設けられたのであろうか。仁徳天皇と武烈天皇の時代のころ、あるいは、6世紀以降に置かれたとも推量される。むろんのこと、その

ような点を明らかにするためには、両天皇が実在していたのか、十分な吟味が肝要になる。そして、さらには、二つの部氏が定められた目的は、はたして何だったのか、追究していかなければなるまい。遺憾ながら、それらに対する回答は、軽々に導き出すことが叶わず、そうであるがゆえに、今後の丹念な検討に委ねたいと思う。

【注】

- (1) 『日本書紀』天武天皇13年11月戊申朔条。
- (2) 『新撰姓氏録』は、田中卓「新校・新撰姓氏録」(同著作集9『新撰姓氏録の研究』, 国書刊行会, 1996年) による。
- (3) 『日本書紀』天武天皇13年11月戊申朔条。
- (4) 阿部猛「日本古代氏族系譜の一考察—多神社・多氏・太安麻呂—」(『古代学』15-3, 1969年)。
- (5) 『木簡研究』27-25頁。なお、同じ遺構から、「旦波国 □ 麻太郎 □ 王マ里□」^(阿々)とみえる木簡^(雀々)がみつまっている(『木簡研究』27-25頁)。高山寺本『和名類聚抄』巻第8には、丹波国天田郡の雀部郷があげられているので(新天理図書館善本叢書 第7巻『和名類聚抄 高山寺本』), それと □ 王マ里は、関連を有するのかもしれない。だが、雀と確定されておらず、そうだからこそ、この木簡を検討の素材として用いるのは、避けるべきであろう。
- (6) 本居宣長は、『古事記伝』44之巻において、「○長谷部若雀命、…若雀は、武烈天皇の大御名【小長谷若雀命】とあまり同じさまなるは、彼御名と紛へて誤伝へたるにやあらむ、書紀にはたゞ泊瀬部皇子とあるぞ正しかるべき、【彼御巻にも、泊瀬部天皇とありて、凡て若雀と申す御名は見えず、】」と書きつづっている(『本居宣長全集』第12巻, 筑摩書房, 1974年)。このような理解に対しては、賛同するものがみうけられる(日本思想大系1『古事記』476頁, 補注下巻 139など)。けれども、『古事記』の長谷部(之)若雀命という名が、昔からのいい伝えであった可能性をすっかり払拭することができておらず、しかるがゆえに、それを消し去ってしまうのは、早計であるといえよう。
- (7) 古市晃「王名サザキについて」(『国家形成期の王宮と地域社会—記紀・風土記の再解釈—』, 塙書房, 2019年, 初出2010年)。
- (8) 『古事記』仁德天皇段。『日本書紀』仁德天皇元年正月己卯条。
- (9) 高山寺本『和名類聚抄』巻第7。
- (10) 告井幸男「名代について」(『史窓』71, 2014年)。
- (11) 天平感宝元年(749)閏5月20日「聖武天皇施入勅願文」(『大日本古文書』正倉院編年文書之3-242・243頁)。
- (12) 『延喜式』神名下 近江国条など。
- (13) 『古事記』安康天皇段。
- (14) 『日本書紀』孝元天皇7年2月丁卯条など。
- (15) 『続日本紀』天平16年(744)8月乙未条など。
- (16) 平城京左京三条二坊八坪東南隅の南北に長い溝状の土坑S D4750から出土した木簡の一点には、「蒲生郡佐と支部桑原」と書かれている(『平城宮発掘調査出土木簡概報(27)—長屋王家木簡 4—』18頁)。そのうち、佐と支部については、佐々貴山君氏と関連づける論文が認められる(大橋信弥「佐々貴山君の系譜と伝承」(『古代豪族と渡来人』, 吉川弘文館, 2004年), 同「阿倍氏と佐々貴山君氏」(『日本古代氏族研究叢書⑦『阿倍氏の研究』, 雄山閣, 2017年))。

しかるに、支は、上代特殊仮名遣のき甲類であって、そうしたことに徴すると、同氏とつなげる見方には、懷疑の念を抱かざるをえない。

注意を払うべきは、佐とであって、たとえば、大東急記念文庫本『和名類聚抄』巻第18には、鷗鵜が「和名佐と木」、同書の巻第7には、上野国佐位郡の雀部郷の訓みが「佐と伊倍」と記されている（『古写本和名類聚抄集成』第3部 二十巻本系諸本の影印対照）。これらの事柄などに照らし合わせると、佐と支部は、雀部のことを指す、つまりは、それを一字一音で表したものであると推断される。

- (17) 『古事記』応神天皇段。『日本書紀』応神天皇40年正月戊申・甲子条。
- (18) 伊部に関しては、真福寺本に基づく（『国宝 真福寺本 古事記』）。
- (19) 『古事記』には、武烈天皇については、「無太子」と記されている。ただし、その子があげられていないので、それがいなかったのが知られる。いっぽう、『日本書紀』武烈天皇元年3月戊寅条には、春日娘子を皇后に立てたとある。けれども、同天皇紀には、その子のことが書かれていないので、武烈天皇は、それに恵まれなかったのがわかる。
- (20) 『大日本古文書』正倉院編年文書之2-406頁。『正倉院古文書影印集成』1 正集 巻1-21 37・38頁。
- (21) 『木簡研究』4-16頁。
- (22) 『日本三代実録』貞観7年（865）8月11日己未条より、正七位下の雀部朝臣祖道が内膳司の典膳の職にあったのがわかる。佐伯有清氏は、真人や祖道が典膳を務めていることなどに依拠して、雀部朝臣氏は、大膳職や内膳司に属する膳部（養老職員令の大膳職条・内膳司条などを参照）となる負名氏の一つにあたると推定している（『新撰姓氏録の研究』考証篇 第1 409頁〔吉川弘文館、1981年〕）。かような意見に関しては、成立する余地があるといえよう。
- (23) 『続日本紀』のなかで、はじめてみえる雀部朝臣氏の者は、史料④の正六位下の真人である。そして、それに続いて認められる同氏の男性は、道奥みちのくであって、天平宝字8年（764）10月庚午条には、従六位上から従五位下に叙されたことが記されている。これらを参看すると、史料④のころの雀部朝臣氏の中心人物は、真人であったのが理解されよう。
- (24) 『先代旧事本紀』巻第10「国造本紀」の火国造条・阿蘇国造条（『神道大系』古典編8 先代旧事本紀）などを参照。
- (25) 『日本書紀』宣化天皇元年（536）5月辛丑朔条。
- (26) 『類聚国史』巻第87 刑法1 断罪の延暦12年（793）8月戊辰条に、那津官家が所在した筑前国那賀郡の人として三宅連真継まことがみえる。おそらく、真継は、筑紫三家連氏に属する者であろう。
- (27) 豊後国の国府と肥後国のそれを結んだのが肥後道（阿蘇道）である。西別府元日氏は、意富臣氏と火君氏・大分君氏・阿蘇君氏らが同祖系譜を築くにおよんだのは、その道が形作られたこととかかわり合いをもつのではないかと指摘している（「大分県における古代の道」〔大分県文化財調査報告 第87輯『宇佐大路一字佐への道調査一』, 大分県教育委員会, 1991年〕）。筆者は、意富臣氏と先の三氏が共通する父祖を戴くにいったことを吟味していくうえで、それがとても重要な観点であると考えている。
- (28) 太田亮『姓氏家系大辞典』第2巻「閼鶏 ツゲ」の項、和田萃「古代のツゲ」〔『都祁春秋』24, 2000年〕など。
- (29) 神亀6年（729）2月9日「小治田安万侶墓誌」〔『日本古代の墓誌』〕。
- (30) 高山寺本『和名類聚抄』巻第6。
- (31) 『木簡研究』10-91頁。

- (32) 『日本書紀』天武天皇12年9月丁未条。
- (33) なお、承和2年(835)2月10日付の「近江国駅家長解写」には、「駅家戸主秦仲鷹戸口」として大初位下の小長谷造福成が、その妹として大刀自女と真大刀自女がみうけられる(『唐招提寺史料』第1 105。『平安遺文』古文書編 第1巻 57)。
- (34) 『古事記』武烈天皇段。
- (35) 『日本書紀』武烈天皇即位前紀。
- (36) 『日本書紀』綏靖天皇即位前紀には、神八井耳命が「是即多臣之始祖也」とあって、このような記述に基づくと、意富(多)臣氏がそれともっともつながり深かったのがうかがえる。同氏は、『延喜式』神名上の大和国条などにみえる、十市郡の多坐弥志理都比古神社二座を神主として奉斎していた(『令集解』職員令の神祇官条と神祇令の仲冬条に引かれている物記と古記・令釈を参照)。十市郡の多は、奈良県磯城郡田原本町の多に比定され、意富(多)臣氏は、そこを根拠にしていたと考えられる(同氏に関しては、さしずめ、阿部猛注(4)前掲論文、山上伊豆母「オホ氏とその伝承—『多氏古事記』をめぐって—」〔『日本書紀研究』第5冊、1971年〕、和田萃「多氏と多神社」〔同編 田原本町記紀・万葉事業実行委員会監修『古事記と太安万侶』、吉川弘文館、2014年〕などを参照)。十市郡の東隣が、小長谷(泊瀬)造氏の活動の基盤と目される城上郡であって、そういう点を踏まえると、同祖関係の形成の要因については、地縁が一案としてあげられるだろう。

ちなみに、加藤謙吉氏は、「多氏一族は尾張國中嶋郡の太神社の地を本拠とし、木曾三川沿いに尾張・美濃・伊勢北部に勢力を張った氏族で、後に大和国に移住した」と推測している(『日本書紀』と壬申の乱—壬申紀の述作者をめぐって—〔『日本古代の豪族と渡来人—文献史料から読み解く古代日本—』、雄山閣、2018年、初出2011年〕)。しかしながら、こうした見解の当否をめぐっては、慎重に検討を行っていくのが必須になるといえよう。